

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第61号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年4月21日 07時50分ごろ	
発生場所	広島県尾道糸崎港 ^{おのみちいとさき} 尾道市尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位311°1,150m付近 (概位 北緯34°24.4' 東経133°14.2')	
事故等調査の経過	平成22年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 引船 ^{あつた} 熱田丸、199.55トン 船舶番号、船舶所有者等 115962、内海曳船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に凹損等	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約2.35m、船尾約3.20mの喫水で、濃霧により動けなくなった通船を誘導したのち、もう1隻の誘導を要請されたため、尾道糸崎港の第1航路（以下「本件航路」という。）を南東進中、平成22年4月21日07時50分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風力 1、視程 約10m 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約208cm、潮流 約1ノットの西流	
その他の事項	本件航路の西口から尾道糸崎港尾道水道東第1号灯浮標までの間は、航路を外れると極端に浅くなっている。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、霧により視界が制限された状況下、尾道糸崎港において、本件航路を南東進中、船長が、本件航路を外れて航行していることに気付かなかったものと考えられる。 船長は、本件航路外の水深が浅くなっていることを知っていたものと考えられる。
原因	本事故は、霧により視界が制限された状況下、本船が、尾道糸崎港において本件航路を南東進中、船長が本件航路を外れて航行していることに気付かなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。	

